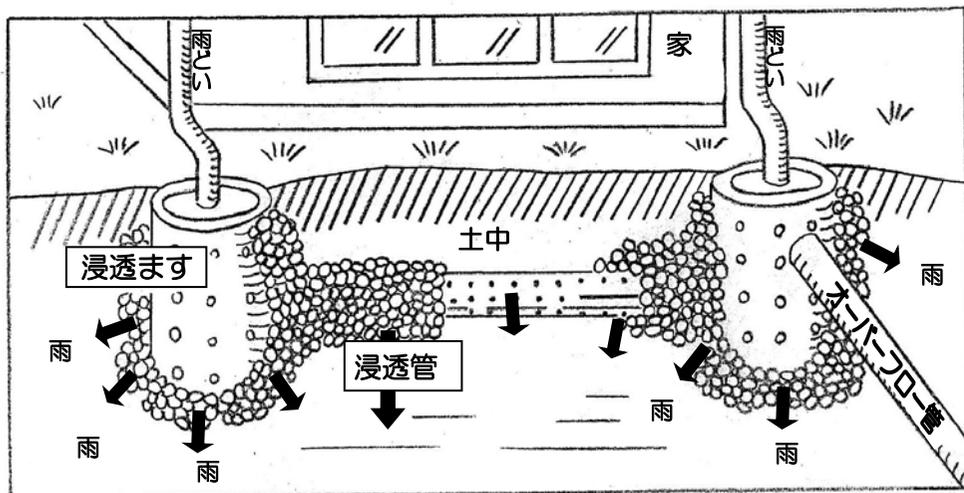


# 新築・増改築の際

## 雨水浸透ます等を 設置してください！

- ◇ 昭和 62 年 4 月 1 日から、建築物を新築、増改築する際には、敷地内に雨水を浸透させるマス(雨水浸透ます)等を設置していただくをお願いしております。
- ◇ この『雨水浸透ます』等は、土中に埋め込んで、雨どいに接続し、雨どいから流れ込んだ雨を地中に浸透させる浸透ますと浸透管等の浸透型施設や貯留槽等の貯留型施設があり、浸水被害の防止と地下水の涵養<sup>かんよう</sup>を目的としています。



- ◇ 建築「確認」申請のときに指導を受けて下さい。

松戸市雨水流出抑制施設設置指導要綱(抜粋)

(雨水流出抑制施設の設置)

第3条 建築物を建築しようとする者は、建築基準法第6条に規定する建築主事の確認を受けようとするときに敷地内に雨水流出抑制施設を設置することについて市長と協議し、指導を受けるものとする。

- ◇ この施設の設置対象区域は市内全域です。
- ◇ 建築物の敷地面積により抑制量の基準が異なります。敷地内に設置していただく(浸透ます)及び(浸透管)の設置例は、下の表のとおりです。

敷地面積	抑制量	設置していただく数量(例)
100 m <sup>2</sup> 未満	0.5 m <sup>3</sup>	浸透ます 1個
100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	1.5 m <sup>3</sup>	浸透ます 2個と
		浸透管 1.5mの両方
200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	3.0 m <sup>3</sup>	浸透ます 3個と
		浸透管 4.5mの両方
300 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	4.5 m <sup>3</sup>	浸透ます 4個以上と
		浸透管 7.0m以上の両方

- ※ 上の表は、浸透ますと浸透地下埋管がそれぞれ裏面の標準タイプの場合の数量ですので標準タイプ以外を設置する場合は、数量が異なります。
- ※ 抑制量は、敷地面積が100 m<sup>2</sup>未満の場合は0.5 m<sup>3</sup>、100 m<sup>2</sup>以上の場合は、敷地面積を100で割った値(1未満の端数は切り捨て)に1.5をかけた量になります。
- ※ 増築の場合は増築分の屋根面積として下さい。
- ◇ 皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

松戸市河川清流課

直通 047-366-7359

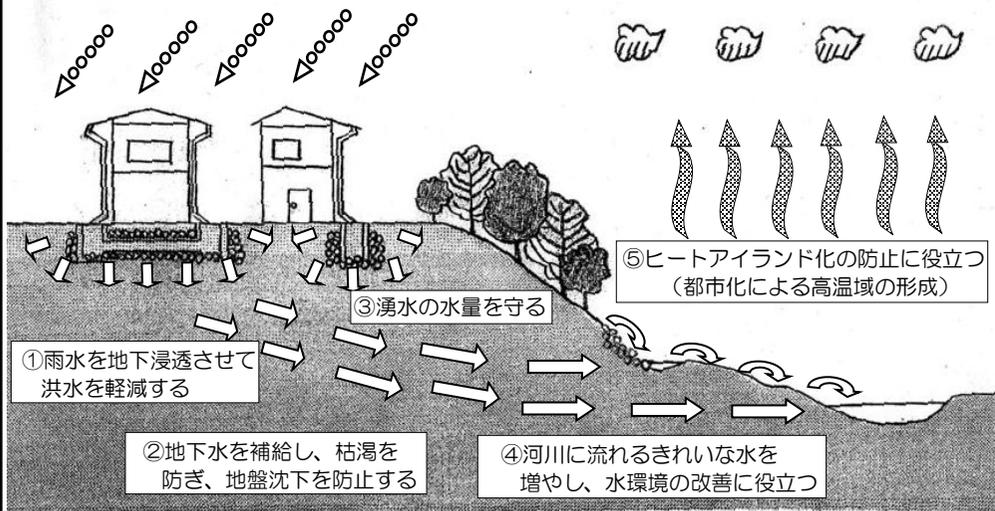
代表 047-366-1111 内線 6154

# 地面だって生きている だから『水』が必要

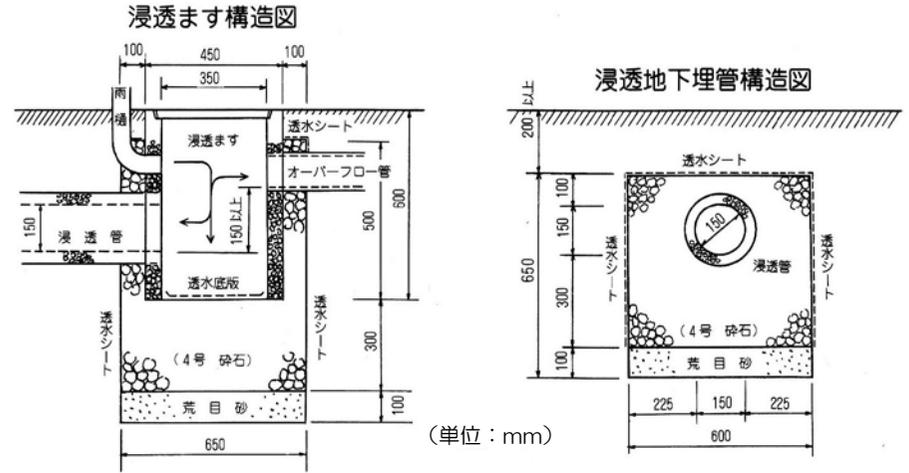


- ◇ 松戸市は、平成 25 年末現在で、約 72.5%の面積が市街化されています。市街地に降った雨は地下に浸透せず、一気に川に流れ込みます。市街化と共に、年々一気に川に集まる水量は多くなっています。
- ◇ これによって、当然、川はあふれやすくなります。また、逆に地下水や湧水量は減少します。川の水が汚くなってきているのは水源になる地下水や湧水が少なくなっていることも原因の一つです。
- ◇ これは、都市部が高温になるヒートアイランド化にも影響していると考えられます。
- ◇ こうした現象を防ぐために、皆様の家の屋根に降る雨を集める柵は、雨水浸透柵にしましょう。

## 雨水浸透柵 5つの働き



## 標準タイプ

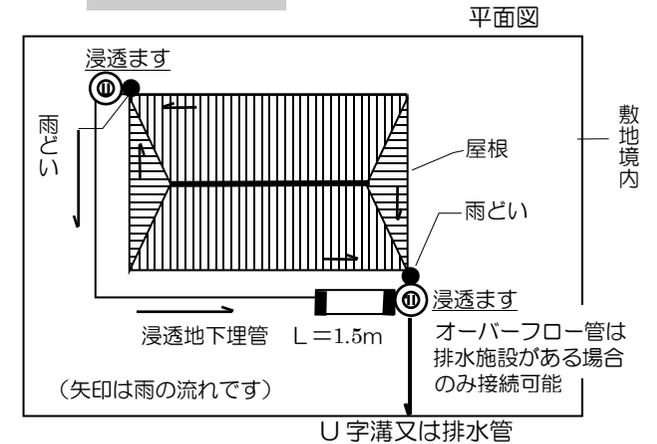


## 配置例

### 【敷地面積】

- 100 m<sup>2</sup>以上
- 200 m<sup>2</sup>未満の場合

- \* 浸透ます 2個
- \* 浸透地下埋管 1.5m



なお、雨水排水と汚水排水は、別系統とし宅内最終ますのところまで、やむをえず合流させる場合には、汚水が雨水に逆流しない構造として下さい。

### ※ 提出図書

〔提出先は、建築審査課 又は、松戸市の建築確認検査を行うことができる指定確認検査機関〕

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 雨水流出抑制施設設置計画書 別記様式(第8条関係) | 3部 |
| (2) 案内図 (雨水浸透施設設置計画書に添付)      | 3部 |
| (3) 雨水流出抑制施設平面図               | 3部 |
| (4) 雨水流出抑制施設構造図               | 3部 |